

藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する  
条例の制定について

藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する条例を次の  
ように定める。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の職務に専念する義務の特例、勤務時間、休日、休暇  
その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)  
第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例については、  
藤沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年藤沢市条例第  
14号)第2条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分  
中「職員」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(勤務時間等)

第3条 教育長の勤務時間、休日及び休暇は、藤沢市職員の勤務時間等に関する条  
例(昭和38年藤沢市条例第35号)の例による。

(その他の勤務条件)

第4条 前2条に定めるもののほか、教育長の勤務条件に関しては、地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律その他の法令又は条例に特別の定めがある場合を除  
き、特別職の職員としての身分及び一般職の職員との均衡を考慮し市長が別に定

める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され教育長が特別職に位置づけられたことから、教育長の職務に専念する義務の特例等を定める必要による。